

林政・経営（第三会場）

九州の竹林業発達史

宮崎大学農学部 重 松 義 則

1 上代に於ける竹林の創始

竹の人工造林の対象となつてゐるマタケ林業の発達史を述べる。マタケ、ハチク類の原産地支那から古代日本へ渡来したもので、史記貨殖伝によれば支那では既に秦の時代（BC3世紀）に於て竹林が極めて有利に経営されたと記してある。

日本に於ける史実として最古の記録は景行天皇（ADクノ）が大和の取手池の堤防に植竹したく（日本書紀景行記）とあり、亦古代出土品として弥生式晩期（2-3世紀頃）の集着遺蹟と称せらるる静岡県登呂の竹ザル、大分県安国寺の竹梳、亦古墳時代（3-5世紀）の日向延岡大貫、筑前守命、安芸西条三坂、豊後下山の諸古墳から出土した竹櫛を見ても日本への渡来並に繁殖、創始は少なくとも西暦紀元当時であると推察される。

一方古事記及び日本書紀に記する竹の化生に関する神話には、木花咲也姫が出産時緒切断用の竹刀を、イザナミノミコトが湯津吹柳を、塩土翁が玄柳を夫々地上に投げて竹林は節を生立せしめたとある。此の伝説が若し鉄器時代であつたとすれば未だ其の鋳作品が普及しない当時ではマタケの如き剛直な材料は保安警備、交通、狩猟、其の他日常生活用（例へば竹玉、弓矢、鎗、餅の柄、舟筏、釣竿、柳の如き）として極めて重要不可欠なものであるから各郡著、国家の主長為政者は競つて新来のマタケ竹林創設に努めたに異なく此の意味よりすれば上の伝説はよく符合するのであるし、亦加工特技者として弓削部、矢作部、柳部（柳岡姓）に於ける！などができたのであらう。

上述の如く史実、伝説及び考古学的見地などを綜合して吾が日本のマタケ渡来期及び竹林増殖起源は少なくとも西暦紀元当時又はそれ以前と想像するものである。

2 中期時代

奈良の正倉院の御物中、竹工品が約20種もあり此の中に数々のマタケ製品や図案があることから見て、飛鳥天平の6-7世紀頃には既に日本各地にマタケが充分普及して頻りに庶民に利用されたことが判る。應神天皇5年（マクク）諸国に山守部の制が設けられ竹木養成保護を掌り、顯宗天皇（マサシ）山部連をして山宮の総監となし、天武天皇（マクク）文武天皇（マクク）らは竹木に対する詔勅を発せられ、元明天皇和銅4年（クノノ）当時山城の地は竹林多きも豪族の専有を禁じ、清和天皇貞観7年（マサシ）には車載の運を定めて竹の濫採を戒めたとある。

遙か下つて武家政治時代となれば竹の兵武器資材としての重要さは一層強調され、諸豪族は其の確保のため竹林の繁殖保護が大に行はれたものの如く、亦室町時代末期には土一揆の頻発で竹櫛が盛んに用いられたことは想像に難くない。戦国時代ポルトガル人鉄砲伝

亦あり信長が長篠役にて鉄砲の実効を示してから兵器の革新となり、竹製の弓矢は捨てられたが彈丸に対する防壁資材（竹束、井樁、矢束、工修空櫃）として打つて代り諸將竹林愛護は却つて盛んとなった。例へば信長は京都附近の竹林の乱伐を禁じ違犯者は嚴罰を以て処し（1568）、秀吉は京都四圍に大規模の郡城（土圍）を築いて堀上に竹を植付け或は澗河川に水防竹林を植へ（1590）、下つて徳川家も亦京都の堤防竹林の保護を嚴命した（1669）。

次に寛文天保の頃（靈元天皇 1663—83）になると灘酒樽樽用の竹材需用が増大してきたので民間に竹株の集約栽培が起り爾來京都竹林業は愈々盛んとなったのである。

3 近世徳川時代

近世の江戸幕府時代になると世情の安定に伴ひ民間の一般造林事業が起り各藩は林制を整備して現今に見る全国優良林業地（吉野、天龍、尾瀬、西川、小回、日田、飲肥など）が創始されたのであるが、吾九州地方の諸藩に於ても竹木林の保護造成奨励について合計56件の制令が送せられ（日本林制資料による）分類すると次の如くである。

- (1) 保安林的意義のもの 岸山の禁伐（対馬）、水防竹林（対馬、柳川、福岡、佐賀、白杵、小倉）、竹林附近野火取締（鹿兒島、小倉、人吉、熊本）、竹林内放牧雑草採取禁止（鹿兒島、熊本）、防火竹木林（小倉）、鹿除竹林（英彦山）、水溜竹林（鹿兒島）、土砂防止竹木林（島原、熊本）、牧場植竹（鹿兒島）。
- (2) 民林奨励のもの 逕數林伐竹制限（島原、福岡）、竹林改良植木伐採（小倉、福岡）、竹林内猪鹿狩猟許可（熊本）、竹林造成、竹林開墾制限（鹿兒島、福岡、佐賀）、荒田植竹（佐賀）。
- (3) 番倉需用及び国防資材確保のもの 裁回竹木林造成伐竹制限（佐賀、人吉）、伐竹大之制限（熊本、鹿兒島、島原）、官林荀竹の盜採取禁（小倉）、荀草採取料竹垣作り賦役（白杵）、城修理武具用竹材買上（島原）。
- (4) 徴稅資源確保のもの 竹林巡察制度（竹奉行設置、鹿兒島）、竹林盗伐禁止（熊本）、竹林材積積出（鹿兒島）、荀積出（対馬）。

竹は所謂停止木（禁伐木）に入つていなかったようであるが私有竹林と云へども一處山奉行の検知を受け物納銀納を終えて始めて伐採利用が許されたようである。

九州地方の竹産物として元禄時代（1695—1703）以前の軍軸用篠竹、豊前の竹皮、豊後、日向の竹杖などが遠く京阪地方へ輸送されたと言ひ、竹筏は安永年間（1778）坂後川を、亦慶應年間（1865）日田川玖珠川を、京都本願寺御用竹材が寛政年間（1790）球磨川をそれぞれ流送され、亦竹材が国外移出禁止品として鹿兒島（寛永1632）白杵（寛政1790）二藩が指令したこともあつた。

竹植移入繁殖については加藤清正は熊本城内に雲紋竹を植へ（慶長1600）それが近江須磨寺に移植され（天保1830）、長崎東福寺開基の支那僧超然は台山林を支那より移入（寛永1629）、島津吉貴は孟宗竹を琉球を経て移入し磯別邸に植へ（元文1736）。

たが後此れが母竹となつて日本各地に播布したのである。例へば山路治郎兵衛はその苗を以て江戸百懸竹林を創始したが如くである。(寛政 1789)。

対馬藩は良竹の評ある京都男山八幡のマタケを移植し(寛政 1800?)、既後八女郡白木村の百姓忠作、津石廻門の兩人は母竹を入れ九州随一の垂糸竹林村を起した(文政1822)のである。

4. 現 代

明治時代以来国内及び国外向け竹材工業の勃興に伴ひ竹材消費の著しき膨脹に対処するため政府と地方は竹材資源の補充のため竹林改良造成に絶えず力を傾注してきたのであるが、今九州地方に実施された主たる奨励事業を上ぐれば次のようである。

- (1) 竹林造成国庫補助: 大正8 - 昭和 14年迄全国合計 120万日元支出
- (2) 竹林組合: 竹林改良造成の指導と生産品販売斡旋
- (3) 竹林品評会: 県又は竹林組合主催
- (4) 竹林指導講習会
- (5) 模範林: 宮崎県天神山模範竹林設置(明治44、1911)、農林省指定模範竹林は九州地方に30ヶ所(昭和26年1951)
- (6) 記念竹林: 大正天皇、今上天皇の即位記念(大正2、1913 昭和3、1928)

5 竹林保護

- (1) 竹林の開花 開花は概ね全国一斉に現はれ九州だけと云ふことはない。最古の記録は弘化4年(813)、大治5年(1130)、室治建長年間(1236-1249)、何れも全国的大害あり、下つて寛政1年(1789)熊本県下、天保嘉永(1838-1848)特に北九州、文久(1861)佐賀県下、明治34-41年(1901-1908)全国的大害、大正8-13年(1919-1924)特に九州大害あり福岡県八女郡白木村地方の白竹林6,000町歩が全滅した。

尚上記のほかには記録残れがあるので開花週期を確むる資料には適しない。

- (2) 風害 経験によれば昭和9年(1934)室戸崎台風で三年後迄荒廃不収が続き、昭和20年(1945)の延岡台風と枕崎台風及びその後救済の大台風のため南九州の竹林は28年後の今日迄尚復興ならず竹材伐出量は従前よりも半減している。
- (3) 鳥害 昭和26年(1951)キツツキの一種キュウシュウゴケラが宮崎県東諸県郡高屋村の垂糸竹に啄痕を作りそれが原因で反折害を手へた。
- (4) 大正2年(1913)樺島大爆発の降灰で大隈半島の竹林に大害あり。
- (5) 太平洋戦争当時の国民の食糧増産の声に迫られ町成り大面積の竹林開墾が餘儀なくされた。

6. 学術文化方面

福岡藩儒者宮崎安貞は養蚕全書に竹林栽培法を著し(元禄1697)、宮崎商農竹林講座開設(昭和2年1927)、月刊雑誌竹の友発刊(宮崎県庁昭和2-14年(1927-37))、宮沢文吾は新種ノボオカザサを発見(昭和10年1935)、金明竹は宮崎県庄内村と日南市で発見され、金明孟宗竹は鹿児島県出水町、久留米高良山、宮崎県東臼杵郡北方村で発見され、マタケニ又竹とモウソウチクセ又三又竹が宮崎県児湯郡で発見された。

竹林技術指導者として安藤時雄、大島甚三郎(宮崎県)、古畑賢雄、島村継夫(福岡県)比良金蔵(鹿児島県)の諸氏が大正昭和にかけて活躍され、日野巖氏(宮崎高農)は近竹について貴重なる研究発表された(昭和5、15、1930、1940)。

宮崎市瓜生野町の金丸トクサは官夫に仕え美事な孟宗竹林を開設したる篤農節婦で県知事の表彰を受け映画「筍ばあさん」に仕込まれた(昭和4、1929)

7. 要 旨

マタケは支那原産地であるが史実や考古学的見地から少なくとも西暦紀元当時乃至それ以前に吾日本へ渡来せるもの多く、当時吾日本は夏草原珊瑚園と言はれ農耕時代に相当し、住民にとりて竹は堅韌性あり鉄に代る有用生活資材なるため渡来竹は急速に国内に広く繁殖され、殊に九州の地は地理的に見て此の繁殖の起源をなしたであろうことは容易に推察されるところで、爾来中期の兵乱時代近世の世相の安定時代明治大正昭和の文化時代にいたるまで竹が具ふる卓越せる工芸的特性と竹林の有利な養蚕林的素質とが何つの世でも人々からよく認識重用愛護されて竹林業は苦難少なき比較的順調な発達を辿つて来たように思はれる。

鹿児島県出水地方

苗木業の発展について(要旨)

鹿児島大学農学部 山 添 精 三

或る特殊な産業が或る地方で発達するには、それぞれ発展に必要な要素や条件を具備しなければならぬ。そしてその特殊な産業が養蚕、或は林業に属する場合は、特に自然立地条件が先決的主要条件となつてくる。しかしそれだけでは発展の可能性に乏しい。それに加えて偶発的な或は史的な事件、或は又社会的経済的條件が関係して、その産業を興隆させ、時には衰退に陥し入れる。

地方に於ける林業関係の特殊産業が、いかなる条件によつて発展したか、その発展の跡を考察し、又その要因につき検討することは、とかく空転しやすい農村林業政策、或は又農村林業行政を軌道にのせて、その効果を期待し得るための根本的措置の一つであると考え